

区分	男女の賃金の差異
	(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	77.4%
正職員	83.0%
パート・有期雇用職員	70.5%

**対 象 期 間**：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

**パート・有期雇用職員**：再雇用管理職、再雇用職員を含める。

**差異についての補足説明：**

< 正職員 >

夜勤制限職員や短時間勤務職員に女性が多く、また産休・育休中の職員を人員数に含めていることが男女の賃金差異に大きく影響している。

< パート・有期雇用職員 >

賃金の高い再雇用管理職に男性が多く、男女の賃金差異に影響している。

公表日：令和5年7月1日